

神戸市立図書館条例施行規則

令和2年3月31日
規則第91号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立図書館条例（昭和25年10月条例第206号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 条例第2条に規定する図書館（以下「市立図書館」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。

中央図書館	(1) 月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるとは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 蔵書の点検に係る期間として、1年度につき14日を超えない範囲内で市長が指定する期間内の日 (4) 館内の整理に係る期間として、1年度につき4日を超えない範囲内で市長が指定する日 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日
名谷図書館	(1) 毎月第1月曜日（当該日が休日に当たるとは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2) 火曜日（当該日が次に掲げる日に当たるとは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） ア 第1月曜日の翌日（前号の規定により休館日となる日を除く。） イ 休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 蔵書の点検に係る期間として、1年度につき7日を超えない範囲内で市長が指定する期間内の日 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日
上記以外の図書館	(1) 月曜日（当該日が休日に当たるとは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 蔵書の点検に係る期間として、1年度につき7日を超えない範囲内で市長が指定する期間内の日 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日

- 2 市長は、市立図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(開館時間)

第3条 次の各号に掲げる市立図書館の開館時間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中央図書館 午前9時15分から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時15分から午後6時まで
 - (2) 東灘図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
 - (3) 灘図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
 - (4) 三宮図書館 午前10時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
 - (5) 兵庫図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
 - (6) 北図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで
 - (7) 北神図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
 - (8) 新長田図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
 - (9) 須磨図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで
 - (10) 名谷図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
 - (11) 垂水図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
 - (12) 西図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで
- 2 市長は、市立図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

(館外貸出)

第4条 市長又は条例第8条第1項の規定に基づき市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）が管理する図書館にあつては指定管理者（以下「市長等」という。）は、市立図書館の利用者（以下「利用者」という。）のうち、次の各号に掲げる者に対して、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料（以下「資料」という。）の市立図書館外への貸出し（以下「館外貸出」という。）を行うものとする。

- (1) 神戸市内に居住する者
- (2) 神戸市内に通学する者
- (3) 神戸市内で勤務する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認める者

(館外貸出の利用手続)

第5条 館外貸出を利用しようとする者は、あらかじめ前条各号のいずれかに該当することを証明する書類を提示して、必要事項を記載した申請書（以下「交付申請書」という。）を市長等に提出しなければならない。

- 2 市長等は、前項の申請をした者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに所

定の図書館カードを交付するものとする。

3 館外貸出を利用しようとする者は、図書館カードを提示しなければならない。

(図書館カードの有効期間)

第6条 図書館カードの有効期間は、10年とする。

(図書館カードの紛失等の届出等)

第7条 図書館カードの交付を受けた者は、図書館カードを紛失し、若しくは損傷したとき、又は交付申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長等に届け出なければならない。

2 図書館カードの交付を受けた者以外の者により図書館カードが使用されたことによって損害が生じた場合は、図書館カードの交付を受けた者は、その損害を賠償しなければならない。

(館外貸出できない資料)

第8条 次に掲げる資料は、館外貸出をすることができない。

- (1) 保存用郷土資料
- (2) 保存用逐次刊行物
- (3) 相談業務用基本図書
- (4) 視聴覚資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する資料

2 市長等は、市長が特定の調査、研究その他特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる資料を館外貸出することができる。

(館外貸出できる資料の点数及び期間)

第9条 図書館カードの交付を受けた者が館外貸出により利用できる資料の数（以下「貸出点数」という。）は、10点以内とする。

- 2 図書館カードの交付を受けた者が館外貸出により資料を利用できる期間（以下「貸出期間」という。）は、2週間とする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、貸出点数を減らし、又は貸出期間を延長し、若しくは短縮することができる。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者の申請により、第1項の規定にかかわらず、貸出点数を増やすことができる。

(貸出期間を超える資料の利用)

第10条 館外貸出を利用した者は、貸出期間内における申請により、当該貸出期間を超えて資料を利用することができる。ただし、利用している資料について他の利用者から利用申込みがあるときその他市長等が当該資料を必要とするときは、この限りでない。

(資料の返還)

第11条 館外貸出を利用した者は、貸出期間（前条の規定により、貸出期間を超えて資料を利用できるときは、当該超える期間。次条において同じ。）内に資料を返還しなければならない。

(館外貸出の停止)

第12条 市長は、貸出期間を15日以上超えて資料を利用した者に対して、当該超えた期間に相当する期間の範囲で、館外貸出の利用を停止することができる。

(自動車図書館)

第13条 市長は、自動車図書館の巡回を行うものとする。

2 自動車図書館の巡回及びその利用に関する事項は、市長が別に定める。

(団体貸出)

第14条 市長等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設その他の施設の管理者又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体の管理者（以下「施設の管理者等」という。）に対して、館外貸出（以下「団体貸出」という。）を行うものとする。

(団体貸出できる資料の点数及び期間)

第15条 団体貸出により利用できる資料の点数は、施設の管理者等ごとに市長等が定める。

2 施設の管理者等が団体貸出により資料を利用できる期間は、1月とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、施設の管理者等の申請により、第2項の規定にかかわらず、同項の期間を延長することができる。

(準用)

第16条 団体貸出の利用については、第4条から第8条まで及び第11条から第13条までの規定を準用する。この場合において、「館外貸出」とあるのは、「団体貸出」と読み替えるものとする。

(郵送貸出)

第17条 市長等は、身体の障害その他の理由により市立図書館を訪れることのできない者に対して、郵送による館外貸出（以下「郵送貸出」という。）を行うものとする。

2 郵送貸出の利用に関する事項は、市長が別に定める。

(資料の利用に関する相談等)

第18条 市長等は、資料の利用に関する利用者の相談又は簡易な調査に応ずるものとする。

2 資料の利用に関する利用者の相談又は簡易な調査の実施に関する事項は、市長が別に定める。

(読書活動を推進する行事)

第19条 市長等は、随時、読書会、研究会、講演会、資料展示会、鑑賞会、おはなし会その他の読書活動を推進する行事を行うものとする。

(資料の利用のあっせん)

第20条 市長等は、利用者の申請により、市立図書館以外の図書館（以下「他の図書館」という。）の資料の利用についてあっせんするものとする。

(資料の相互貸借)

第21条 市長等は、利用者の申請又は他の図書館の申し出により、他の図書館に対して、資料の借受けの申し出又は資料の貸出し（以下「資料の相互貸借」という。）を行うものとする。

2 資料の相互貸借に関する事項は、市長が別に定める。

(資料の寄贈及び寄託)

第22条 市長は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(協議会の会長及び副会長)

第23条 条例第7条に規定する神戸市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、協議会の議事その他の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第24条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係職員の出席等）

第25条 会長は、会議において関係職員の説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 関係職員は、会議に出席して意見を述べるができる。

（施行細目の委任）

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に神戸市立図書館条例施行規則（平成20年3月教委規則第9号。以下「旧規則」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定、承認、その他の行為でこの規則の施行の際現にその効力を有するもの又は旧規則の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可、承認の申請その他の行為でこの規則の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定、承認、その他の行為又は市長に対してなされた許可、承認の申請その他の行為とみなす。

附 則（令和2年11月19日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、神戸市立図書館条例の一部を改正する条例（令和2年7月条例第20号）中神戸市立図書館条例第2条の改正規定（同条の表神戸市立須磨図書館の項の次に神戸市立名谷図書館の項を加える部分に限る。）の施行の日から施行する。